

## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
(2R, 3aR, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR) - 2 - (6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル-L-マノピラノシロキシ) - 13 - [(2R, 5S, 6R) - 5 - (ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ] - 9 - エチル-2,3,3a,4,5,5a,5b,6,9,10,11,12,13,14,16a,16b-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1H-as-インダセノ[3,2-d]オキサシクロドデシン-7,15-ジオン(別名スピネトラムJ)及び(2R,3aR,5aS,5bS,9S,13S,14R,16aS,16bS) - 2 - (6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル-L-マノピラノシロキシ) - 13 - [(2R, 5S, 6R) - 5 - (ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ] - 9 - エチル-2,3,3a,5a,5b,6,9,10,11,12,13,14,16a,16b-テトラデカヒドロ-4,14-ジメチル-1H-as-インダセノ[3,2-d]オキサシクロドデシン-7,15-ジオン(別名スピネトラムL)の混合物(別名スピネトラム)	310 µg/l
1 - (2-クロロ-6-プロピルイミダゾ[1,2-b]ピリダジン-3-イルスルホニル) - 3 - (4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素(別名プロピリスルフロン)	11 µg/l
O-3-tert-ブチルフェニル=6-メトキシ-2-ピリジル(メチル)チオカルバマート(別名ピリブチカルブ)	10 µg/l
1,2,5,6-テトラヒドロピロロ[3,2,1-ij]キノリン-4-オン(別名ピロキロン)	3,300 µg/l
, , -トリフルオロ-3'-イソプロポキシ-o-トルアニリド(別名フルトラニル)	310 µg/l
(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド(別名メトミノストロピン)	480 µg/l
3'-イソプロポキシ-o-トルアニリド(別名メプロニル)	420 µg/l